

令和3年度4月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の本県への適用を受け、営業時間の短縮要請に応じた事業者に「協力金」を交付するとともに、飲食店等への訪問、働きかけを行うほか、マスク飲食実施店の認証制度を創設するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	4月補正予算額	4月現計予算額	(参考) 3年度4現/ 2年度4現
一般会計	20,825.30	484.14	21,309.45	108.8
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	42,793.58	484.14	43,277.73	101.8

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	4月補正予算額	4月現計予算額
国庫支出金	2,630.98	463.31 ^{※1}	3,094.29
繰入金	930.37	20.83 ^{※2}	951.21
その他	17,263.93	—	17,263.93
計	20,825.30	484.14	21,309.45

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠分:373.12億円、即時対応分:80.86億円、事務費分:9.32億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9弾） 477億2,280万円

県からの営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対して、協力金を支払う。

【参考：営業時間の短縮要請の期間・内容等】

	まん延防止等重点措置区域	その他地域
区域・地域	横浜市・川崎市・相模原市	横浜市・川崎市・相模原市以外
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※ 「感染防止対策取組書」等の掲示及びマスク飲食の推奨が交付要件	
要請内容	5時から20時までの時短営業 (酒類の提供は11時から19時まで)	5時から21時までの時短営業 (酒類の提供は11時から20時まで)
要請期間	令和3年4月20日から5月11日まで	
交付金額 (1日・1店舗)	【中小企業】 前(々)年度の1日当たりの売上高 ・10万円以下の店舗 ⇒ 4万円 ・10万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 10万円 【大企業】 ・前(々)年度の1日当たりの飲食部門の売上高減少額×0.4 (上限20万円) ※中小企業も大企業の方式を選択可	【中小企業】 前(々)年度の1日当たりの売上高 ・8.33万円以下の店舗 ⇒ 2.5万円 ・8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.3(上限7.5万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円 【大企業】 ・前(々)年度の1日当たりの飲食部門の売上高減少額×0.4 (上限20万円又は前(々)年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) ※中小企業も大企業の方式を選択可
申請受付開始時期	時短営業期間終了後を予定	

- 令和3年4月1日から4月21日まで実施分の営業時間短縮(21時まで)に係る協力金(第8弾)の取扱いについて、次のとおり一部変更します。

	変更前	変更後
要請期間	4月1日から4月21日まで	4月1日から4月19日まで
交付金額	1日・1店舗当たり4万円 (最大84万円)	1日・1店舗当たり4万円 (最大76万円)

※4月20日以降は、第9弾の内容になり、横浜市・川崎市・相模原市においては、20時までの営業時間短縮要請となります。

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

㊦〇 飲食店等への訪問、働きかけの実施

5億5,607万円

まん延防止等重点措置区域を中心とした県内全域の飲食店等を訪問し、感染拡大防止対策の徹底を働きかける。

【参考：訪問の期間・場所・内容等】

期間	令和4年3月31日まで
対象区域	県内全域
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止4項目 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等（パーテーション）の設置（又は座席の間隔の確保） ・消毒の徹底 ・食事中以外のマスク飲食の推奨 ・換気の徹底 ○その他「感染防止対策取組書」登録項目を中心に、感染防止対策の確認・働きかけ

[くらし安全防災局防災部危機管理防災課長 電話 045-210-3420]

㊦〇 マスク飲食実施店認証制度の創設

1億3,608万円

飲食店等における飛沫感染防止対策を推進するため、感染防止対策取組書を充実強化し、「マスク飲食実施店認証制度」を創設する。

【参考：制度の概要（予定）】

マスク飲食実施店の主な認証条件	<p>基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、換気の徹底）に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言） ・入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明 ・マスク飲食用マスク等の配布 など
認証店に対する県の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県による認証店のPR（県HP、新聞広告等） ・鏡付きポップの配布 ・マスク等の配布
認証条件の実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の現地確認 ・公募モニターによるチェック
完全実施店の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・特に優れた「実施店」を「完全実施店」として表彰

[政策局政策部総合政策課長 電話 045-210-3050]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
179条専決処分の承認	1 件
計	1 件
(参考) 4月補正予算	1 件
合 計	2 件

2 条例案等の概要

【179条専決処分の承認】

○ 専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車税の種別割において講じている燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減する特例措置について、その対象を見直すなど、所要の改正を行ったことについて承認を求める。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022